

## 特定工程について

特定工程とは、その工程に達したときに中間検査を行うものとして特定行政庁が指定した工程です。

同一敷地内に2以上の特定工程を有する建築物がある場合は、最初に特定工程に到達した建築物から順次中間検査を実施し、建築物を工区分けして施工する場合は、各工区が特定工程に到達次第、中間検査を実施します。

構造種別	指定する特定工程
階数が3以上の共同住宅	2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート、その他これらに類する構造	2階の床及びこれを支えるはりに鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工程を現場で行わないものは、2階の床及び梁を取り付ける工事の工程
鉄骨造その他これに類する構造	1階の柱及び2階の梁に配置する鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程
木造	軸組（枠組壁工法にあっては耐力壁）工事の工程
混構造その他の構造	2階の床及び梁を取り付ける工事の工程

※ 以下の工程は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できません

構造種別	指定する特定工程
階数が3以上の共同住宅	2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリート、その他これに類するもので覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート、その他これらに類する構造	2階の床及び梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工程を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程
鉄骨造その他これに類する構造	鉄骨その他の構造部材を耐火被覆材、外装材あるいは内装材で覆う工事の工程
木造	軸組（枠組壁工法にあっては耐力壁）を外装材あるいは内装材で覆う工事の工程
混構造その他の構造	2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程